

グループウェア掲示板クラウド移行業務 仕様書

令和8年6月
兵庫県企画部デジタル改革課

1 調達件名

グループウェア掲示板クラウド移行業務

2 背景・目的

本仕様書は、兵庫県（以下「県」という。）が、県庁 WAN において、現在オンプレミスで運用している SharePoint 掲示板について、Microsoft 社のサポート終了に伴い、Microsoft 365 環境上の SharePoint Online に移行するための業務内容、技術要件等を定めるものである。

3 業務履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務遂行場所

神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県庁 3 号館電算機械室他

5 用語の定義

本仕様書における用語は、一般的な ICT 用語によるほか、次に定めるところによる。

(1) 県庁 WAN

情報ハイウェイを利用して、本庁、県民局、病院等（約 150 拠点）を結ぶ、インターネット、庁内イントラ等の行政情報ネットワークの基盤

(2) SharePoint 掲示板

県庁 WAN において、オンプレミスの SharePoint Server 2019 環境で構築し、運用している県職員向けグループウェア掲示板

6 スケジュール

本業務のスケジュールは、概ね図 1 のとおりとする。

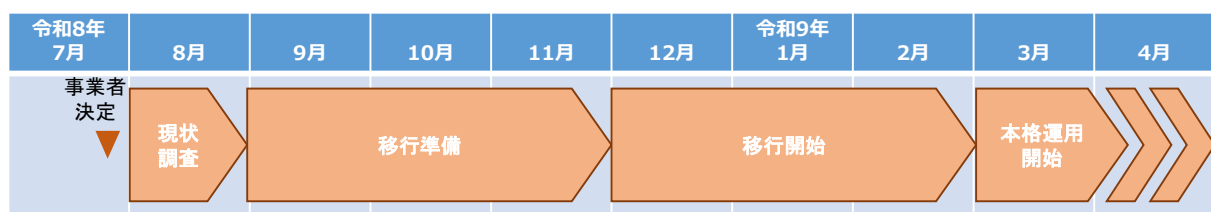


図 1 業務スケジュール

7 業務の範囲

次の作業を本業務の対象とする。

- (1) オンプレミス環境で稼働中の SharePoint 掲示板（個別開発され、サーバ側に独自プログラムを含むもの（以下「個別開発掲示板」という。）を除く。掲示板数等は、表1のとおり）の調査、移行計画策定、検証、SharePoint Online 環境への移行（SharePoint Online 上での新規業務機能の個別開発は、本業務の対象外とする。）
- (2) 移行後の SharePoint Online 環境における動作確認及び是正対応
- (3) 個別開発掲示板の調査、移行計画策定（個別開発掲示板の移行は、本業務の対象外とする。）
- (4) 運用引継資料の作成

表1 現行のSharePoint掲示板の一覧

区分	内容	掲示板数
全庁掲示板	全庁的に利用する掲示板	約 50
部局掲示板	各部局で利用する掲示板	約 30
課室掲示板	課室で利用する掲示板	約 300
プロジェクト掲示板	課室を超えたプロジェクトメンバーで利用する掲示板	約 120
	合計	約 500 (データ量：約 2.5TB)

(注) 上記は、令和8年4月時点の掲示板数である。最終的に移行が必要な掲示板数は、受託者にて確認の上、本業務の範囲内で移行を行うこと。
なお、上記のほか、個別開発掲示板が10程度存在する。

8 移行要件

(1) 移行先環境

- ・ 県が既に利用している SharePoint Online テナント上へ移行すること。
- ・ オンプレミス環境の SharePoint 掲示板のサーバと移行先となる SharePoint Online テナントは、県庁 WAN から Azure ExpressRoute を経由して接続している。

(2) サイト構成等

- ・ 移行元と同一のサイトコレクション及びサイト構成とすること。
- ・ 移行先のサイトは、県が個別に指定するものを除き、原則として現行のオンプレミス環境で運用中のクラシック UI とすること。

(3) 移行方法

- ・ 移行方法は指定しないが、利用者数、掲示板数及びデータ容量が大規模であることを踏まえ、段階的な移行及び移行期間中に発生する差分データの移行を考慮した移行方式を採用すること。
- ・ データ移行の実施にあたっては、事前に既存環境に関する構成情報、データサイズ、構成、属性等の詳細情報を取得すること。
- ・ 移行期間中の移行スケジュールを明確に定義し、段階的な移行作業に対応可能な計画を策定すること。移行が計画どおりに進捗しない場合は、分散処理による増速対応も考慮に入れること。

- ・ 移行期間中に発生する差分データを取得し、必要に応じて移行先環境へ反映する仕組みを構築することにより、データ移行に伴う業務影響及びシステム停止時間を最小限に抑制すること。
- ・ オンプレミス環境に残る SharePoint 掲示板と SharePointOnline に移行が完了した掲示板の連携が可能な移行設計を実施すること。
- ・ 移行作業の実施にあたり、移行作業に使用するサーバ環境が必要な場合は、県が提供する仮想基盤（ハードウェア）上に仮想サーバを構築することを可とする。その場合、県が保有する Windows Server 2022 Datacenter の利用が可能であるが、当該仮想サーバの構築に必要な仮想マシンの作成、リソース設定（CPU、メモリ、ディスク等）は、受託者の責任により実施すること。ただし、既存の仮想基盤の性能・容量等が受託者の選定した移行方法に必要な要件を満たさない場合、必要となるサーバは、受託者において用意すること。
- ・ 上記の仮想基盤サーバ以外に本業務で必要となるハードウェア、ソフトウェアその他の物品等は、受託者において用意すること。
- ・ 移行に伴い、SharePoint 掲示板内で使用しているプログラムの修正、SharePoint 掲示板のレイアウト崩れ等が発生した場合は、受託者の責任において修正を行うこと。
- ・ 移行作業は、原則として開庁時間（平日 8:45～17:45）を避け、業務への影響を最小限にして実施すること。
- ・ SharePoint 掲示板は、常時更新が行われるが、内容が最新となるよう移行すること。

（４）テストの実施

以下の項目で試験を実施し、試験結果報告書により報告すること。

ア 機能試験

- ・ ページ表示の確認
- ・ リンクの動作確認

イ サーバ環境試験

- ・ サーバの OS・PHP・データベースのバージョン確認
- ・ ファイルのパーミッション設定確認（セキュリティ対策）

ウ 表示試験

- ・ 各種ブラウザでの表示確認（Chrome, Edge, Safari, Firefox）
- ・ レスポンシブデザインの動作確認

エ パフォーマンス試験

- ・ ページ表示速度
- ・ サーバ負荷試験（同時アクセス時の挙動）

オ セキュリティ試験

- ・ 管理画面のアクセス制限
- ・ バックアップ機能の確認

（５）その他

- ・ Microsoft 365 E3 ライセンスを保有する全ユーザー13,100名を対象とすること
- ・ 次のパソコン環境について、動作保証を行うこと。
OS：Windows11
ブラウザ：Microsoft Edge（Chromium版）
- ・ 個別開発掲示板の移行計画は、対象となる掲示板ごとに移行手順の概要及び移行費

用の概算を示すこととし、県において次年度に向けた検討に用いるため、令和8年8月末までに提出すること。

- ・ その他本仕様書に明示のない現行環境の詳細については、受託者が主体的に調査・整理した上で、本業務を遂行すること。

9 移行における留意事項

(1) 他の事業者との連携

- ・ 移行作業においては、県庁WANの運用管理業務の委託事業者（以下「運用事業者」という。）と緊密に連携して行うこと。

(2) 作業体制

- ・ 受託者は、本業務の全体統括を行う総括責任者を配置すること。
- ・ 県との連絡は、総括責任者を通じて行うこと。

(3) 運用事業者への引継ぎ

- ・ 移行完了後は、掲示板構築作業等を運用事業者が行うことになるため、受託者は引継ぎ資料を基に運用事業者に操作等の説明を行い、その結果について県に報告のうえ、検収を受けること。
- ・ 本業務の履行期間中は、SharePoint Onlineへの移行が完了した掲示板について、運用事業者のサポートを実施すること。

10 納品物

(1) ドキュメント一覧

表2に示すドキュメント資料を整備し、県に提出すること。

表2 納品物ドキュメント一覧

納品ドキュメント名	納品形態	提出時期
構築計画書 ・ 作業計画 ・ 工程表 ・ 体制表	電子媒体	着手前 (契約締結後 7日以内)
個別開発掲示板の移行計画		令和8年8月31日
構築設計書 ・ 構築設計書(基本設計、詳細設計、設定シート)		業務完了後
移行資料 ・ 移行計画書 ・ 試験結果報告書 ・ ライセンス証書、保証書及び管理表 ※ ※移行方法にツールを用いる場合		
運用引継資料 ・ 引継ぎ管理書 ・ 設定手順書		

1 1 特記事項

(1) 契約不適合責任

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、県は受託者に対し、履行の追完を請求することができる。

履行の追完は、民法第 562 条第 1 項本文にかかわらず、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの方法による。

(2) 機密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 法令等の遵守

受託者は、本業務に関して、個人情報保護法、兵庫県情報セキュリティ対策指針等の関連法令等及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、過失により個人情報の漏えい（記録された媒体の紛失を含む。）を生じさせた場合、兵庫県指名停止基準に基づき、指名停止の対象となることがあるので、留意すること。

(4) 知的財産の取扱い

- ・ 受託者は本委託業務で得られた納入成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条の権利を含む。）を無償で県に譲渡すること。
- ・ 受託者は本委託業務で得られた納入成果物に著作者人格権を行使しないこと。また、本委託業務で得られた納入成果物に第三者の著作者がある場合は、当該著作者に著作者人格権を行使しないように必要な措置をとること。
- ・ 受託者は本委託業務によって得られた納入成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾すること。
- ・ 受託者は特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに関わる費用については受託者の負担とする。
- ・ 受託者は、パッケージソフトウェアを利用してシステムの設計・開発を行った場合における県独自に開発した箇所についての知的財産権は、著作者人格権を除き、県に移転するものとする。また、この場合において、本県は、当該パッケージソフトウェアについて、開示、利用及び改変することができるものとする（第三者への使用許諾権及び販売権は含まない）。

(5) 疑義の解釈

本業務に定めのない事項及び疑義の生じた場合には、県と受託者の協議により定めるものとする。